

# 令和5年度都道府県単位保険料率について

---

令和5年3月24日

## 令和5年度 都道府県単位保険料率の決定について（案）

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

### 1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.29%	滋賀県	9.73%
青森県	9.79%	京都府	10.09%
岩手県	9.77%	大阪府	10.29%
宮城県	10.05%	兵庫県	10.17%
秋田県	9.86%	奈良県	10.14%
山形県	9.98%	和歌山県	9.94%
福島県	9.53%	鳥取県	9.82%
茨城県	9.73%	島根県	10.26%
栃木県	9.96%	岡山県	10.07%
群馬県	9.76%	広島県	9.92%
埼玉県	9.82%	山口県	9.96%
千葉県	9.87%	徳島県	10.25%
東京都	10.00%	香川県	10.23%
神奈川県	10.02%	愛媛県	10.01%
新潟県	9.33%	高知県	10.10%
富山県	9.57%	福岡県	10.36%
石川県	9.66%	佐賀県	10.51%
福井県	9.91%	長崎県	10.21%
山梨県	9.67%	熊本県	10.32%
長野県	9.49%	大分県	10.20%
岐阜県	9.80%	宮崎県	9.76%
静岡県	9.75%	鹿児島県	10.26%
愛知県	10.01%	沖縄県	9.89%
三重県	9.81%		

### 2. 適用時期

令和5年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用

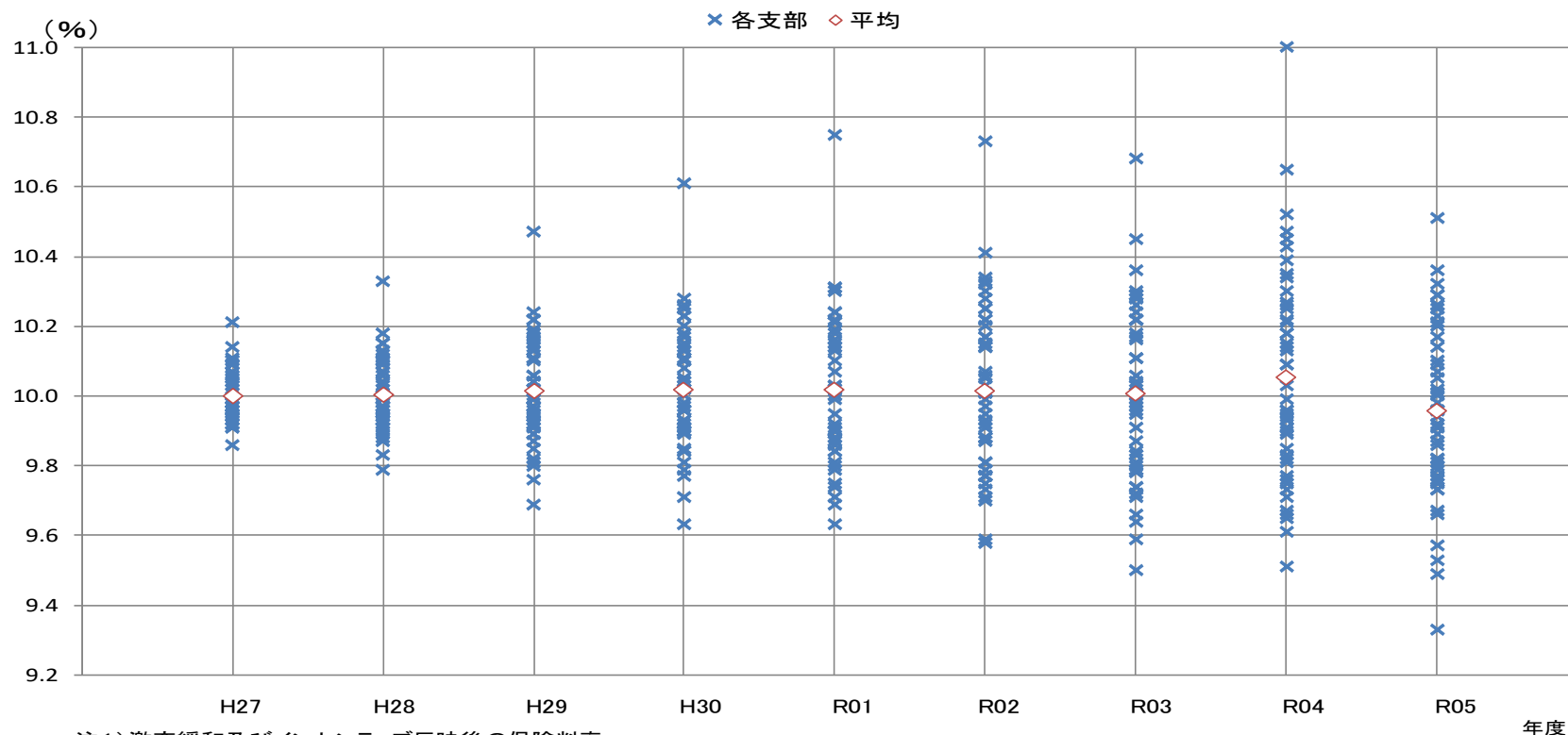
(参考) 令和5年度都道府県単位保険料率の令和4年度からの変化

(単位:%)

	令和4年度保険料率 (a)	令和5年度保険料率 (b)	現在からの変化分 (b)-(a)
全 国	10.00	10.00	0.00
1 北海道	10.39	10.29	▲0.10
2 青森	10.03	9.79	▲0.24
3 岩手	9.91	9.77	▲0.14
4 宮城	10.18	10.05	▲0.13
5 秋田	10.27	9.86	▲0.41
6 山形	9.99	9.98	▲0.01
7 福島	9.65	9.53	▲0.12
8 茨城	9.77	9.73	▲0.04
9 栃木	9.90	9.96	+0.06
10 群馬	9.73	9.76	+0.03
11 埼玉	9.71	9.82	+0.11
12 千葉	9.76	9.87	+0.11
13 東京	9.81	10.00	+0.19
14 神奈川	9.85	10.02	+0.17
15 新潟	9.51	9.33	▲0.18
16 富山	9.61	9.57	▲0.04
17 石川	9.89	9.66	▲0.23
18 福井	9.96	9.91	▲0.05
19 山梨	9.66	9.67	+0.01
20 長野	9.67	9.49	▲0.18
21 岐阜	9.82	9.80	▲0.02
22 静岡	9.75	9.75	0.00
23 愛知	9.93	10.01	+0.08
24 三重	9.91	9.81	▲0.10
25 滋賀	9.83	9.73	▲0.10
26 京都	9.95	10.09	+0.14
27 大阪	10.22	10.29	+0.07
28 兵庫	10.13	10.17	+0.04
29 奈良	9.96	10.14	+0.18
30 和歌山	10.18	9.94	▲0.24
31 鳥取	9.94	9.82	▲0.12
32 島根	10.35	10.26	▲0.09
33 岡山	10.25	10.07	▲0.18
34 広島	10.09	9.92	▲0.17
35 山口	10.15	9.96	▲0.19
36 徳島	10.43	10.25	▲0.18
37 香川	10.34	10.23	▲0.11
38 愛媛	10.26	10.01	▲0.25
39 高知	10.30	10.10	▲0.20
40 福岡	10.21	10.36	+0.15
41 佐賀	11.00	10.51	▲0.49
42 長崎	10.47	10.21	▲0.26
43 熊本	10.45	10.32	▲0.13
44 大分	10.52	10.20	▲0.32
45 宮崎	10.14	9.76	▲0.38
46 鹿児島	10.65	10.26	▲0.39
47 沖縄	10.09	9.89	▲0.20

### 都道府県単位保険料率の分散状況の推移

○ ここ数年の保険料率の分散の推移をみると、令和2年度までは、激変緩和措置の影響により前年度と比べて大きくなっており、令和4年度の分散については、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きくなったが、令和5年度の分散については、令和3年度と同程度となった。



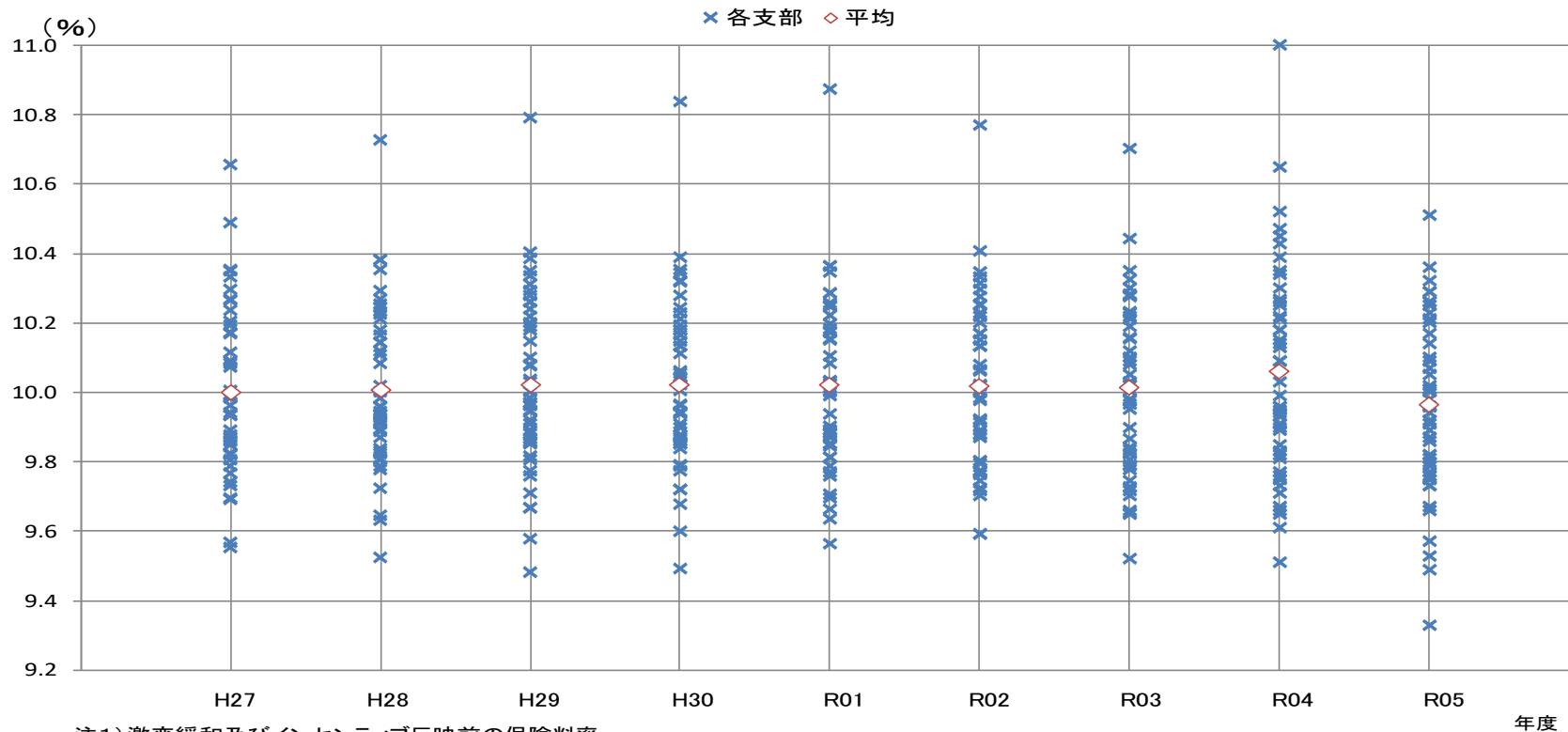
注1) 激変緩和及びインセンティブ反映後の保険料率。  
 2) 「平均」は47支部の単純平均であり、全国平均(総報酬による加重平均)とは異なる。

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	
平均	10.00	10.00	10.02	10.02	10.02	10.02	10.02	10.01	10.05	9.96
分散	0.005	0.010	0.022	0.030	0.044	0.057	0.061	0.092	0.063	
標準偏差	0.071	0.101	0.147	0.174	0.209	0.238	0.248	0.303	0.250	
激変緩和率	0.30	0.44	0.58	0.72	0.86	1.00	1.00	1.00	1.00	
インセンティブ(%)	-	-	-	-	-	0.004	0.007	0.007	0.010	
最高料率	10.21	10.33	10.47	10.61	10.75	10.73	10.68	11.00	10.51	
最低料率	9.86	9.79	9.69	9.63	9.63	9.58	9.50	9.51	9.33	

※分散とは、平均値からのばらつき具合を測る指標。値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。なお、標準偏差は、分散の二乗根。

(参考)都道府県単位保険料率(激変緩和前、インセンティブ反映前)の分散状況の推移

- 激変緩和が導入されていた令和元年度までは、激変緩和前の分散は同程度で推移していた。
- インセンティブ制度導入後、令和2年度から5年度の分散をみると、インセンティブ反映前後で大きな変化はみられなかった。



注1) 激変緩和及びインセンティブ反映前の保険料率。  
 2) 「平均」は47支部の単純平均であり、全国平均(総報酬による加重平均)とは異なる。

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
平均	10.00	10.01	10.02	10.02	10.02	10.02	10.01	10.06	9.96
分散	0.055	0.053	0.061	0.058	0.059	0.058	0.061	0.091	0.064
標準偏差	0.235	0.230	0.248	0.241	0.244	0.240	0.247	0.301	0.253
(参考)分散 (激変緩和後・インセンティブ反映後)	0.005	0.010	0.022	0.030	0.044	0.057	0.061	0.092	0.063

※分散とは、平均値からのばらつき具合を測る指標。値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。なお、標準偏差は、分散の二乗根。

## 更なる保健事業の充実・令和5年度保険料率に係る広報の対応について

### 1. 広報の目的

- 更なる保健事業の充実に係る広報については、協会がより一層保健事業に注力していくことを加入者・事業主へ幅広く周知し、自ら健康づくりに取り組む加入者・事業主を増やすことを目的とする。
- 令和5年度都道府県単位保険料率に係る広報においては、都道府県単位保険料率と保険料率設定の仕組みを周知し、加入者・事業主の取組で保険料率が下がる仕組みであることをご理解いただく。
- 加えて、どちらの広報においても、自己負担額軽減をアピールしつつ、生活習慣病予防健診等の受診を勧め、健診結果に応じ、特定保健指導の利用や医療機関への確実な受診を行うといった健康づくりのサイクルの定着の重要性をご理解いただき、行動変容を促すことを目的とする。

### 2. 本部における対応

- **新聞広告による広報**
  - ・更なる保健事業の充実 …… 読売新聞（全面広告）、地方第一紙（全5段広告）
  - ・令和5年度保険料率 …… 読売新聞（全面広告）
- **Webによる広報**
  - ・更なる保健事業の充実、令和5年度保険料率 …… それぞれ特設ページを開設
- **紙媒体による広報物の作成**
  - ・更なる保健事業の充実 …… チラシ（参考）、ポスターを作成、支部が関係団体に広報依頼を行う際等に活用
  - ・令和5年度保険料率 …… リーフレット(保険料額表)、ポスターを作成
    - リーフレットは2月発送分の納入告知書に同封し、事業所へ送付

### 3. 支部における対応

- **新聞広告による広報**
  - ・令和5年度保険料率 …… 地方第一紙（全5段もしくは全3段広告）
- **関係団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等）**
  - ・更なる保健事業の充実、令和5年度保険料率 …… 訪問を通じて、機関紙、会報誌への記事掲載等を依頼
- **その他支部独自の広報**

#### 【料率広報(宮日新聞)】R5.3.22

※下記データは全国統一のサンプルです

あなたを応援、健康を。

## けんぽのいっぽ!

●●支部の健康保険料率は、**引き下げ**となります。

令和5年2月分 (3月納付分)まで	令和5年3月分 (4月納付分)から
0.00%	0.00%

介護保険料率も変更となります。(全国一律)

令和5年2月分(3月納付分)まで	令和5年3月分(4月納付分)から
1.64%	1.82%

※任意継続被保険者の方は、令和5年4月分の保険料率から変更となります。

**健康づくりの第1歩は、毎年の健診!**

健診は、病気の早期発見や自身の生活習慣を見直し、改善に取り組むきっかけになります!協会けんぽでは、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした血液検査や尿検査、がん検診等、被保険者(ご本人)に受けていただく**生活習慣病予防健診**を実施しています。

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、**メタボリックシンドローム**とともに**5大がん(胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん)までカバー!**

※対象年齢の方は、一般健診に付加健診、乳がん検診、子宮頸がん検診を追加することができます。  
※メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで悪玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、生活習慣病になりやすくなっている状態のことです。

**令和5年4月スタート!**

**生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減**

一般健診 対象:35歳~74歳の被保険者(ご本人)

軽減前	最高	7,169円
↓		
軽減後	最高	5,282円

付加健診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担も軽減します。

詳しくは、[こちら](#)

**次の1歩は、健診の結果を踏まえた行動をとること!**

<p><b>異常なし</b></p> <p>引き続きの健康づくり、毎年の健診を!</p>	<p><b>生活習慣の改善が必要</b> 特定保健指導を利用しましょう!</p> <p>健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳~74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。</p>	<p><b>医療機関への受診が必要</b> 医療機関に早期受診を!</p> <p>協会けんぽでは、健診の結果、血圧値、血糖値、LDL(悪玉)コレステロール値が高く、医療機関への受診が必要と判定され、受診が確認できない方へ、受診をお勧めするご案内をお送りしています。</p>
--	---	--

全国健康保険協会 ○○支部  
協会けんぽ

〒160-8507 東京都新宿区四谷1-6-1 YOTSUYA TOWER6階

TEL 03-6680-8871  
(受付時間) 平日8:30~17:15

保険料率について  
詳しくはこちら

# 支部による広報

## 「宮崎商工会議所ニュース」

### 令和5年度の宮崎支部の保険料率が決まりました

宮崎支部の健康保険料率および介護保険料率が変更されます。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

	現行	令和5年3月から (4月納付分から)
健康保険料率 (宮崎支部)	10.14%	9.76%
介護保険料率 (全支部一律)	1.64%	1.82%

※40～64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料に介護保険料が加わります。  
 ※変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、3月分（4月納付分）からとなります。  
 ※任意継続健康保険料は4月分（4月納付分）から適用です。  
 ※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。  
 ※協会けんぽの健康保険料率の全国平均は10.0%です。

#### 基本保険料率・ 特定保険料率とは

健康保険料率（9.76%）のうち6.19%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.57%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

#### 介護保険制度・ 介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みです。公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険加入者（介護保険第2号被保険者）の介護保険料（労使折半）等により支えられています。

保険料率は、都道府県ごとの医療費水準に基づいて算出されます。このため健康診断・保健指導による疾病予防やジェネリック医薬品の使用促進などの取組により、都道府県の医療費を下げることであれば保険料率も下がる仕組みになっています。令和5年度は、前年度より保険料率が下がる結果になりました。協会けんぽ宮崎支部では、引き続き保険料率を引き下げることができるよう事業運営に努めてまいりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

#### マイナンバーカードが保険証として利用できます！

マイナポータルなどから利用登録して、マイナンバーカードに保険証機能をつけることができます。ぜひご利用ください。

**全国健康保険協会 宮崎支部** 〒880-8546 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮銀ビル5階  
 協会けんぽ TEL: 0985-35-5364(代表)

協会けんぽ宮崎 検索

## 「市広報みやざき」

協会けんぽ宮崎支部より加入者の皆さまへ **令和5年度の宮崎支部の保険料率が決まりました** 広告

令和5年3月分(4月納付分)から

健康保険料率	10.14% → 9.76%
介護保険料率	1.64% → 1.82%

都道府県支部別に「引上げ」「引下げ」「据え置き」の3種類の改定があります。当支部では医療費の支出が見込みよりも少なかったことから、「引下げ」になります。

加入者お一人おひとりの健康が保険料率の伸びを抑える大きな力になります

お手元の保険証をご確認ください！  
 都道府県支部ごとに保険料率が異なります。保険証の「保険者名簿欄」に記載されている支部名が、ご加入されている支部です。

※任意継続被保険者の方は、令和5年4月分(4月納付分)から保険料率が変わります。  
 ※40歳から64歳までの方には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

保険者名称 **全国健康保険協会 ○○支部**

**全国健康保険協会 宮崎支部** 電話:0985-35-5364(代表) (受付時間/平日8:30~17:15)  
 〒880-8546 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

◆詳しくは、協会けんぽHPをご確認ください。 協会けんぽ 検索

## 「労働みやざき」「中央会だより」

### 協会けんぽからのお知らせ 令和5年度の宮崎支部の保険料率が決まりました

宮崎支部の健康保険料率および介護保険料率が変更されます。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

	現行	令和5年3月から (4月納付分から)
健康保険料率 (宮崎支部)	10.14%	9.76%
介護保険料率 (全支部一律)	1.64%	1.82%

※任意継続健康保険料は4月分（4月納付分）から変更になります。

保険料率は、都道府県ごとの医療費水準に基づいて算出されます。このため健康診断・保健指導による疾病予防やジェネリック医薬品の使用促進などの取組により、都道府県の医療費を下げることであれば保険料率も下がる仕組みになっています。令和5年度は、前年度より保険料率が下がる結果になりました。協会けんぽ宮崎支部では、引き続き保険料率を引き下げることができるよう事業運営に努めてまいりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

#### マイナンバーカードが保険証として利用できます！

マイナポータルなどから利用登録して、マイナンバーカードに保険証機能をつけることができます。ぜひご利用ください。

**全国健康保険協会 宮崎支部** 〒880-8546 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮銀ビル5階  
 協会けんぽ TEL: 0985-35-5364(代表)



更なる保健事業の充実および令和5年度保険料率広報に係るスケジュール

機密性

	2022(令和4)年度						2023(令和5)年度						2024年度		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	… 8月	… 12月	1月	2月	3月	4月		
	LDL						健診自己負担軽減						付加健診対象拡大		
特設ページ	特設ページ公開														
WEB広告				WEB広告											
新聞広告 メルマガ				●	● 全国紙、地方紙(本部) メルマガ(支部)										
納入告知書				●											
関係団体を通じた広報	● 依頼(本部、支部)			● 記事掲載(支部)			● 依頼(本部、支部)			● 記事掲載(支部)					
GE、医療費通知							● GE			● 医療費					
LP					LP公開						LP公開				
WEB広告					WEB広告						WEB広告				
納入告知書 (料額表)					●						●				
新聞広告 メルマガ				●	● 全国紙(本部) メルマガ(支部)		●	● 地方紙(支部)		●	● 全国紙(本部) メルマガ(支部)		●	● 地方紙(支部)	
関係団体を通じた広報				●	● 依頼(本部、支部)		●	● 記事掲載(支部)		●	● 依頼(本部、支部)		●	● 記事掲載(支部)	
納入告知書	●						●						●		
健診パンフ							●						●		
その他	● 様々なタイミングで周知(納入告知書、各種セミナー案内時など)(支部)														

全体像

個別項目  
料率広報

個別項目